



個室ユニット 推進協ニュース Number 132

- 1面 特養の基本報酬は微増 増える加算
加藤厚労相に名称変更を要請
国政ニュース、こちら傍聴席
- 2面 役員賠償責任保険団体加入
個別ケア研修、第3期リーダー研修
新規入会施設のご紹介、支部だより
施設紹介【アットホーム福岡】福岡県
取組紹介【わしま】新潟県
取組紹介【セ・シボンかしま】茨城県
- 3面 【連載】尊厳を守るケアの実践
介護ニュース・ダイジェスト
ズバリ回答！人事・労務のお悩み
本報の紹介【介護リーダーが困った
とき読む本】、今後の予定
用語解説【生活機能向上連携加算他】

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL:045-921-0462 / FAX:045-921-0472

特養の基本報酬は微増 増える加算

30年度介護報酬改定を答申 社会保障審議会

「準個室」は「個室的多床室」に名称変更

1月26日、平成30年度介護報酬改定を審議していた社会保障審議会介護給付費分科会(会長・田中滋慶応義塾大学名誉教授)は、厚生労働省が示した介護報酬改定の諮問案を了承した。審議報告を受けた西村周三社会保障審議会会長は加藤勝信厚労相に諮問通り答申し、4月1日改定が決まった。改定率はプラス0.54%。今回改定の特徴は「地域包括ケアシステムの推進」や「利用者の自立支援や重度化防止」などに加算による重点配分が行われること。介護老人福祉施設(特養)では、基本報酬の引き上げのほか、常勤医師や協力医療機関との連携による緊急対応、介護職員の夜勤配置、看取り支援、排泄支援、褥瘡管理などでは加算が新設もしくはは上乗せされる。

全国個室ユニット型施設推進協議会(推進協・赤枝雄一会長)が強く要望していた「ユニット型準個室」の新名称は、推進協の提案通り、「ユニット型個室的多床室」に決まった。特養関連は以下の通り。(注:特養以外の改定は2面に掲載。方法や診察のタイミングなどについては配置医師と施設で具体的に決めておくこと)

○は現行単位。
要介護1 636単位(625単位)
要介護2 703単位(691単位)
要介護3 776単位(762単位)
要介護4 843単位(828単位)
要介護5 910単位(894単位)

【注】介護福祉施設サービス費(従来型個室)、地域密着型は省略。
加算(新設)
【配置医師緊急対応加算】 新設◇早朝・夜間の場合650単位(回)◇深夜の場合1300単位(要件○緊急時の注意事項や病状の情報共有方法及び時間帯ごとの連絡)

【夜勤職員配置加算】加算(Ⅲ)と(Ⅳ)を新設(現行の要件に加え、夜勤帯に看護職員又は喀痰吸引ができる介護職員を配置していること)。地域密着型・ユニット型の場合(Ⅲイ)56単位(日)、(Ⅳ)61単位。他の型は省略。

【看取り介護加算】加算(Ⅱ)を新設
 ▼死亡日30日前〜4日前144単位(日)
 ▼死亡日直前日、前日780単位▼死亡

加藤厚労相に名称変更を要請 自民党個室ユニットケア議連



左から木村義男議連幹事長代理、中村事務局長、三ツ林裕巳議員、渡嘉敷奈緒美議員、加藤厚労相、羽生田幹事長代理、赤枝相談役、安藤事務局長

1月23日、自民党個室ユニットケア推進議員連盟(石原伸晃会長)は同議連の決議に基づいて加藤勝信厚労相に①「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に名称を変更すること②全国個室ユニット施設推進協議会(推進協)を社会保障審議会介護給付費分科会の委員に選出すること③都道府県や指定都市が実施している「ユニットリーダー研修」の契約が公平・公正に行われるよう厚労省が指導することを要請した。

同日、羽生田幹事長代理や中村裕之事務局長、安藤高夫事務局長、赤枝恒雄相談役ら議員連盟が厚労省大臣室で加藤厚労相に決議書を手渡した。加藤厚労相は「議連の皆さんの意見を参考にさせていただきます。介護保険制度の見直しや介護報酬改定に取り組みたい」と答えた。



1月26日の第158回介護給付費分科会(東京・半蔵門)

【生活機能向上連携加算】新設 200単位(月)、個別機能訓練加算を算定している場合は100単位(外部のリハ職と共同してアセスメントして訓練計画を作成し、多職種が協働して計画的に機能訓練を実施すること)

【排せつ支援加算】新設 100単位(月)(身体機能の向上などによって排泄にかかる介護を軽減できると医師または看護師が判断し、利用者が希望する場合、多職種がガイドラインを参考に排泄支援を行うこと)

【褥瘡マネジメント加算】新設 10単位(月)、ただし3カ月に1回が限度とする(モニタリング指標を用いて入所時に評価し、少なくとも3カ月に1回、計画を見直すこと)

【外泊時、在宅サービスを利用した時の費用】新設 560単位(日)(居宅に外泊した利用者が施設から提供されている在宅サービスを利用した場合、1カ月に6日を限度に算定できる。外泊初日と最終日は算定不可)

【再入所時栄養連携加算】新設 400単位(回)(入所者が医療機関に入院し、経管栄養などによって栄養管理が大きく変わる場合、医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、その後施設へ再入所した場合、1回に限り算定できる)

【低栄養リスク改善加算】新設 300単位(月)(低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が協働して改善すること、ただし、新規入所または再入所時のみ算定可)

【加算(単位数・要件の変更など)】
【個別機能訓練加算】 機能訓練指導員の要件見直し「機能訓練指導員を配置した事業所で6カ月以上勤務し、経験を有する者」とする。
【障害者生活支援体制加算】 単位数の見直し 現行の加算を(Ⅰ)26単位(日)と(Ⅱ)41単位に区分。(Ⅱ)の要件は「入所

障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、障害者支援専門の常勤職員を2名以上配置することなど」。

【口腔衛生管理加算】単位数と要件の見直し 110単位▽90単位(月) 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数を現行の「月4回」から「月2回」に見直す。「口腔衛生管理体制加算」が算定されていること(注)

【栄養マネジメント加算】要件の変更 14単位は変更なし。(常勤管理栄養士1名以上の要件の変更「同一敷地内の介護保険施設の「1施設に限る」との要件を兼務の場合でも算定可)

【夜勤職員配置加算】見守り介護ロボット導入▽夜勤職員配置加算を変更▽地域密着型・ユニット型46単位(日)▽広域型・ユニット型(30人以上50人以下)27単位(注)(夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を配置していること、入所者の動向を検知できる機器を入所者数の15%以上配置していること(注))

【身体拘束廃止未実施減算の強化】現行5単位減算を10%減算に見直す(拘束の理由などを記録、対策委員会を3カ月に1回以上開催、適正化の指針を整備など)

【小規模介護老人福祉施設等の基本報酬の見直し】
 ◇経過的小規模介護福祉施設サービス費(従来型個室)の場合
 ▼要介護1 659単位(現行700単位)
 ▼要介護2 724単位(763単位)
 ▼要介護3 794単位(830単位)
 ▼要介護4 859単位(893単位)
 ▼要介護5 923単位(955単位)。(注)旧措置施設は省略。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営推進会議】通知改正 現在、認められていない複数の事業所の合同開催を以下の場合に認める。個人情報やプライバシーを保護すること、合同開催回数が1年度に開催すべき会議回数の半数を超えないこと(注)。

【療養食加算】現行18単位(日)を6単位(回)に見直し(1日単位で評価していた取り扱いを、1日3食を限度とし、1回単位の評価へ見直し)

【介護職員処遇改善加算(Ⅳ)と(Ⅴ)を廃止する。ただし、厚労相が定める日までの経過措置として算定できることとする。】
【ユニット型準個室の名称変更】 実態を踏まえ、「ユニット型個室的多床室」に変更する。

(注)基本報酬や人員配置(3対1+ユニットごとに1名以上配置)、補足給付額などは現行通り。

国政ニュース

◎全世界数の4割余が高齢者世帯(1月12日)
 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には世帯主が65歳以上の高齢者世帯が全世界の44.2%を占め、また高齢者世帯の40%が1人暮らしになるという。

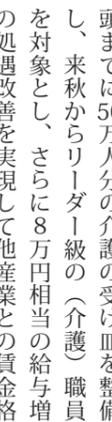
◎安倍首相が施政方針演説(1月22日)
 通常国会が開会
 第196回通常国会が召集された。会期は6月20日までの150日間。安倍晋三首相は施政方針演説で「働き方改革」と「人づくり革命」の実現を表明。「働き方改革」では意欲と能力を発揮できる労働制度の抜本改革を掲げた。また「人づくり革命」の中で「2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備し、来秋からリーダー級の(介護)職員を対象とし、さらに8万円相当の給与増の処遇改善を実現して他産業との賃金格差を解消する」と述べた。

ワの目タカの内
 ◎こちら傍聴席
 ◎人生の最終段階:
 ○:「元気がありませんね」。厚労省の検討会が「人生の最終段階における医療ガイドライン」の改訂案(新指針)をまとめた。発表資料を読み終えた自身の論説委員が溜息をついた。声を掛けたのは後輩の30代女性記者だ。

新指針の目玉はACP(アドバンス・ケア・プランニング)の考えを採り入れたこと。患者が意思決定できなくなる事態に備え、家族や友人らと交えて医療スタッフと方針を話し合っておくのがACP。欧米と宗教や死生観が異なる日本で浸透するかどうか。

「厚労省は介護現場にも促すようだが、若い奴らから『介護もカネがかかるから早く死ぬ』と急かされているようで」と皮肉を込めると、「先輩は一人身だし、友達も少ないですからね」と切り返され、さらに元気を無くした様子。(稿)

ACP...
 お一人様だからお気楽ですね!



30年度改定 続き(特養を除く)

介護老人福祉施設(特養)以外のサービス改定は以下の通り。(注) 要点のみ掲載。サービス共通の加算は極力省略しました。(例) 処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)を廃止。

訪問介護○生活援助中心型は引き下げ
○訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心型)はケアマネの届け出と基準「全国平均利用回数+2標準偏差」10月実施で検証して是正。
通所系サービス○基本報酬サービス提供時間区分の見直し、全体的として引き下げ(規模によって差)。
ショートステイ○「認知症専門ケア加算」新設○特養併設型の夜勤配置基準の緩和(兼務可)○多床室の基本報酬見直し(中重度は引き下げ)。

小規模多機能居宅介護○「若年性認知症利用者受入加算」新設。
福祉用具貸与○貸与価格の上限設定(10月実施)。

居宅介護支援○「退院・退所加算」引き上げ○「ターミナルケアマネジメント加算」新設。
特定施設入居者生活介護○「口腔衛生管理体制加算」新設○「栄養スクリーニング加算」新設○「身体拘束廃止未実施減算」新設。

認知症GH○「医療連携体制加算(Ⅱ)(Ⅲ)」新設○「身体拘束廃止未実施減算」新設。

介護老人保健施設○「かかりつけ医療連携調整加算」新設○「排泄支援加算」新設○「褥瘡マネジメント加算」新設○「外泊時に在宅サービス利用の費用の取扱い」新設○「低栄養リスク改善加算」新設○「再入院時栄養連携加算」新設○「身体拘束廃止未実施減算」減算引き上げ○「移行定着支援加算」(介護医療院への移行など)新設。

介護療養型医療施設○「移行定着支援加算」(介護医療院への移行)新設。
介護医療院○Ⅰ型、Ⅱ型、配置基準ごとに基本報酬を明示○「移行定着支援加算」新設。

地域区分○当該地域区分がより高い地域に囲まれている場合、囲んでいる「1番低い地域区分」の選択を可能とする。

役員賠償責任保険 団体加入 勉強会を開催

推進協は1月19日、しようじゅの里3保で役員賠償責任保険団体加入の勉強会を開催し、推進協の赤枝雄一会長、栗田淳二監事(オンライン参加)、三井住友海上火災保険の前野秀一奈良第一支社課長、清岡義教保険総合研究所(保険代理店)代表取締役らが出席した。

今年4月から三井住友海上の役員賠償責任保険の団体加入制度を開始するため、今後のスケジュールやパンフレットの内容などについて質疑や意見交換した。



左前から清岡氏、前野氏、石川氏



福岡の栗田監事はオンラインで参加

前野課長は「会員向けに実施した第1回アンケートでは、回答施設の約7割が役員賠償責任保険に未加入であり、安定した事業の継続と役員や評議員を安心してお引き受けいただくためにも、役員賠償責任保険の加入をご検討いただきたい」と保険の必要性を訴えた。

第2回アンケートの結果から、施設の損害賠償責任保険との違い、役員賠償責任保険の必要性、団体加入のメリットなどが分かりにくいのではないかと意見が出て、今後、よりイメージしやすい具体例を盛り込んだ資料等を用意し、周知していくことが決まった。

施設の損害保険との違い

推進協から既存の損害保険との違いについて質問が出たのに対し、前野課長は「施設の損害保険は利用者に損害があったときに補償される保険であり、役員賠償責任についてはオプション料金を支払うことで対応している商品が多い。しかし、セクハラ、パワハラなどの理由で施設長などの管理者が訴えられた場合や経営の結果責任を問われた場合などは補償されない」と説明した。

個別ケア研修

法人を対象とした環境づくりPEAP出前研修に取り組み、日本社会事業大学名誉教授ケアと環境研究会代表 児玉桂子(寄稿)ケアと環境研究会では、「認知症ケア環境指針PEAP」に基づく個別ケア研修を2015年から全国で実施してきました。今回初めて、せんねん村矢曾根の家を中心に、同じ法人に属する入所・通所・医療・在宅サービスの約35名の職員を対象とした出前研修を2017年7月と12月に実施しました。「認知症高齢者に配慮した施設環境支援プログラム」を用いて、「生活と環境課題の評価」

「実施手法の習得」↓「研修に基づく実践(実際にケアや環境を変える取り組み)」↓「事後評価と報告」がPDCA(Plan・Do・Check・Act)サイクルで行われました。

写真の第2回研修会では、多様な環境づくりの実践が24事例報告され、ケアと環境研究会の児玉桂子、鈴木みな子(ケアと環境研究会・研究員)、古賀誉章(宇都宮大学准教授)がアドバイスをを行うとともに、職員の素晴らしい気づきに大変感動しました。実践者の感想として

「PEAPの8次元に基づき利用者の視点に立つケアや環境を考えることができた」「自分でできることが増えるなど高齢者の行動が変化した」「環境づくりを通じて高齢者・ご家族・職員間のコミュニケーションが進んだ」など多くの効果が捉えられました。

出前研修は、それぞれの施設に合わせて、効率的に研修を行うことができます。単独の法人または地域の施設が共同して出前研修を活用していただき、認知症高齢者がどこで、どのサービスを利用して、統一したケアと環境に囲まれ、安心して地域包括ケアへの一歩になればと願っています。

【事務局からのお知らせ】
この研修を受講すると「認知症ケア環境指針PEAP」のSTEP1から6までの全てを学ぶことができます。

事例報告会(愛知県) 相互の刺激にもなる

平成29年度第3期ユニットリーダー研修開催

推進協は第3期ユニットリーダー研修を、福岡(リファレンス駅東ビル)、名古屋(ウインクあいち)、東京(羽田タートル)の3会場で開催し、福岡47名、名古屋63名、東京86名の計196名が受講した。3会場の講演テーマと講師は以下の通り。

テーマは「ユニットケアの理念と意義」、「認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法」、「高齢者の生活と環境」、「ユニットケアの具体的方法」、「情報の活用と職員のサポートおよび指導等」運営計画演習。

30年度からは新しいカリキュラムに変更となるため、今回の研修が現カリキュラムの最後の研修となる。

1月10日～12日・福岡
講師は、古賀誉章氏(宇都宮大学准教授)、勝本良介氏(香楠荘・介護支援)



1/10～12日 福岡会場 (リファレンス駅東ビル)



1/17～19日 名古屋会場 (ウインクあいち)



1/24～26日 東京会場 (羽田タートル)

1月17日～19日・名古屋
講師は、足立啓氏(和歌山大学名誉教授) 石川進氏(認知症相談支援研修センター・結・センター長)、井手明利氏、豊島禎博氏(擦燦・副施設長補佐)、石原規章氏(岐南仙寿うれし野・支援課長)、杉田美智代氏(岐南仙寿うれし野・介護課長)の6名。

1月24日～26日・東京
講師は、鈴木みな子氏(ケアと環境研究会・研究員)、秋津克巳氏(しようじゅの里鶴見・施設長)、井手明利氏、黒田秀宗氏(みくらの里・介護主任)の4名。

新規入会施設のご紹介

- 特別養護老人ホームかめま花の風
- 支部名 栃木支部
- 法人名 社会福祉法人朝日会
- 法人代表者 理事長 青柳勝男
- 施設代表者 施設長 須藤善広
- 住所 〒322-0025 鹿沼市緑町2丁目3-17
- 電話 0289(60)5501

◆介護老人福祉施設「みどり苑」

- 支部名 栃木支部
- 法人名 社会福祉法人健修会
- 法人代表者 理事長 大坪修
- 施設代表者 施設長 西大路純子
- 住所 〒321-0966 宇都宮市今泉三丁目13番1号
- 電話 028(650)5011

支部便利

全国支部会
合同開催のご案内

全国支部長会(代表・田伏清推進協会)は2月22日(木)13時～17時、大阪市北区の大阪国際会議場で29年度第2回全国支部長会と大阪支部長会を同時開催する。

平成30年度介護報酬改定について、深刻を増す人材不足についての現状、人材確保の具体的事例、介護ロボットの各施設の状態などを議題とする予定。

福岡県

社会福祉法人 敬愛園
特別養護老人ホーム

アットホーム福岡



～職員が楽しく働ける職場 = 入居者にとって良い施設～

【施設の紹介】

アットホーム福岡(大坪強施設長)は特養、ショートステイ、サービス付高齢者向け住宅(35室)、地域密着型小規模保育事業所(定員19名)を併設した複合型高齢者福祉施設です。

福岡市博多区千代の都心に位置し、JR吉塚駅と地下鉄千代原駅から徒歩10分とご家族も訪問しやすい交通の便が良い場所にあります。



施設外観

【博多の街並みを再現】

各ユニットは、博多の街の賑わいを育み、守り続けてこられた入居者やご家族にとって懐かしい街並みを再現しました。昔の町の名前をユニット名として付けています。



ユニット入口には昔の街の名前の看板と由来説明

【季節の行事】

おせち料理、節分の豆まき、ひな祭り、夏祭り、敬老の日、運動会、ハロウィン、クリスマス、鍋パーティーなど施設に入っても季節感を感じていただけるよう、さまざまな行事をユニット内や施設全体で行っています。

【園児との交流】

同建物内に保育事業所「けいあい保育園」があることから、高齢者と園児の交流が随時あり、入居者にとって楽しみの一つになっています。毎年ハロウィンの時期には

変装した園児たちがユニットや事務所を歩いて回ります。



変装した園児達

【高校生との交流】

講義館高校の書道部の方々が書道パフォーマンス(大きな紙に、音楽に合わせて数名が代わる代わる一つの作品を仕上げている)を披露して下さいました。入居者様にも書道を体験していただきました。大きく全身を使って一生懸命にそれぞれ名前や好きな文字を書かれていました。



書道パフォーマンスを体験

【家族との交流】

1年に1、2回、ミニ家族会を開催しています。日清医療食品様に提供いただいた豪華な食事を楽しみながらアットホーム福岡に入居者を持つご家族が、様々な不安や悩みを共有される場となっています。



ミニ家族会の様子

【人材確保について】

確定拠出年金制度の導入、保育事業所の活用など福利厚生に力を入れています。また、県外から就職してくる新卒の職員のための寮も完備してい

ます。

また、法人の取り組みとして、年に3回ステップアップ面談を行い、職員一人一人の成長を支援しています。相談しやすい相手がいる環境を作ることが、結果として離職防止につながっていると感じます。離職理由は結婚や転居が多いのですが、離職した職員が戻ってくることも増えてきました。若い職員たちが楽しく働ける職場を作ることが入居者にとって良い施設であると考えています。



大坪施設長(右)と職員

【地域との連携】

地域清掃活動に参加したり、地域運営推進会議を主催で開催したりして、地域との連携に努めています。

また、福岡県ライフレスキュー事業(平成29年4月から福岡県社会福祉協議会主催で始まった生計困難者等に対する相談・支援事業)にも参加しています。高齢者だけでなく、様々なニーズに対応していくことが今後の社会福祉法人の使命だと考えています。

【大坪強施設長から】

当施設は26年6月1日に開設し、今年で4年目を迎えました。法人としても13年目、まだ若い法人です。法人も施設も成熟はこれからだと思っています。

高齢者のセーフティネットとしての役割を果たしながら、制度の狭間にいるご利用者いかに貢献していくかをさらに模索していくことが大事だと考えています。

【連載】第9回

尊厳を守るケアの実践

個別ケアは入居者の全人的理解から

ユニットケアは、個別ケアを実践する一つの手法であると理解されています。個別ケアは、一人ひとりの入居者の状態に合わせて食事や排泄、入浴などのサービスを個別に提供するものであり、入居者の状態をしっかりと把握した結果に基づき、決められた方法で提供する介護と言われています。



入居者をどのよう捉え理解していくかの視点が必要です。介護では、入居者を理解しようとするとき、身体状況など一面的な捉え方ではなく、一人の人間としてあらゆる側面から理解する(全人的に理解する)ことが重要とされています。一人の人間として、「身体的」「精神的」「社会的」な側面を統合して理解することです。

入居者を理解するには、心と体の面だけではなく暮らしの側面から理解することが大切です。人間の尊厳を保持するためにはあらゆる側面から理解することです。高齢者は長い人生を歩んでこられました。そのことを生活支援者として十分に理解しなければなりません。これまでの体験、触れてきた文化、人格や社会的な立場などいろいろな側面があります。そこを引き出すためには入居者を理解し、日頃から意識して関わることです。関係を築いていくことになりま

それができるのがユニット型施設の特徴でもあります。ソフト面とハード面の役割をしっかりと理解しながらその特徴を生かして生活を支援していきます。それにはニーズを把握する能力、ケアを実践する能力、他の職員、職種との連携能力、記録報告が継続してできる能力(ケアのマネジメント)が必要となります。



(ユニットケア研修推進事業室室長) 井手明利

社会福祉法人 長岡三古老人福祉会
地域密着型複合施設
わしま (新発田市)
施設長: 山田活基

私たちは地域で掲げている「共育の里構想」のもと、隣接する小学校とともに多世代交流に取り組んでいます。福祉を学ぶ4年生との相互交流は今年で3年目。今年は「福祉について考えよう」を題材に、職員が小学校を訪問してお年寄りの特徴を学ぶ授業に加わり、そのうえで施設での暮らしや実際の仕事を体験してもらいながら、ご利用者と笑顔溢れるひとときを過ごしました。たとえ自宅を離れても、地域の中で「ともに、生きていく」ことの大切さを感じることができました。

施設の畑では地元「長岡野菜」の栽培にも挑戦しました。小学校と幼稚園・保育園の子どもたちと苗を植え、夏野菜の収穫や秋の芋掘りも一緒に楽しみました。

また、今年の敬老会は小学校に併設する「地域交流館」を会場に行いました。地域の吹奏楽団の演奏も交え、長寿のお祝いと地域への感謝の気持ちを伝えることができました。

これからも地域の皆さまと、行政や社会福祉協議会とも連携しながら、手の届く「協働」を大切にしていきます。(施設長)



社会福祉法人 至福会
セ・シボンかしま (茨城県)
施設長: 沢島恭子

良いケアの提供には、多職種連携が大切と言われていますが、そのためにはお互いの仕事を知ることが必要だと考え、セ・シボンかしまでは、これまで実施していた介護実習生の受け入れに加え、今年の1月から土浦看護専門学校(学校法人桜水会)の実習生受け入れを始めました。

看護実習生受入
多職種連携の重要性を再確認するきっかけに

看護実習生は、ユニットの設えやそこで働く職員の様子を見て「家ようです」「(特養の)看護師さんがこんなに忙しいとは思いませんでした」「皆さん、お元気ですね」と率直に感想を述べてくれます。異なる職種の第三者の視点が入ることは、介護職員にとっても良い刺激となっていると感じています。

看護実習生の受け入れは、施設では介護職に比べ、人数の少ない看護職の仕事に改めて知るきっかけにもなっていると思います。

入居者に安心して暮らしていただくため、これからも全職種が協力しあって、支援をしていきたいと思っています。(介護主任: 篠崎香)



介護ニュース・ダイジェスト

1月1日～1月31日

介護に関する政府機関や民間団体の動きを掲載しています。詳細は厚労省や各団体のHPをご覧ください。

■加藤厚労相が年頭会見 (1月5日)

加藤勝信厚労相は初閣議後の記者会見で診療報酬と介護報酬の同時改定(診療報酬全体▲1.19%、介護報酬+0.54%)について「財源を確保するため」30年度予算の早期成立に向けて努力したい」と述べた。

■介護事故報告を全国調査 (1月5日)

加藤勝信厚労相は記者会見で介護保険施設や有料老人ホームでの介護事故について実態調査する考えを明らかにした。地方自治体が施設側から死亡事故の連絡を受けていながら、その1割程度しか厚労省に報告していないことが読売新聞の報道(5日付朝刊)で判明した。加藤厚労相は「指導指針によって入居者の生命・財産等が脅かされた場合、自治体は速やかに厚労省に情報提供することになっている。実態を把握して(自治体に)要請し、事故の発生防止に努めたい」と述べた。

■介護事業倒産 過去最多 (1月5日)

東京商工リサーチによると、29年に発生した介護サービス事業者の倒産は1111件で過去最多、負債総額は1億3500万円。倒産原因については「事業計画の甘さや競合激化による小規模事業者の経営破たんが多いが、人材が確保できず経営が息詰まるケースも」と分析。

■高額障害福祉給付で連絡 (1月10日)

障害者総合支援及び指導福祉法の一部改正に伴い、高額障害福祉サービス等の給付に償還制度が拡大される(新制度)。厚労省は都道府県に対し、支給事務について市町村と事前調整するよう連絡した。公布は1月末以降の予定。新制度によって障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者も償還制度の対象となる。

■「ベッド買い」実態把握へ (1月12日)

地方自治体が補助金を出して他の自治体にある特養のベッドを確保している実態が明らかになった(朝日新聞12日付朝刊)。複数の自治体は特養待機者を減らすため補助金を出して地域外にある特養のベッドを確保しているという。自治体が特養の入所枠を確保するために補助金を出すことは「介護保険に反する」との判例がある(平成14年、津地裁)。

■高齢者世帯が全世帯4割余 (1月12日)

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」(5年毎に調査)によると、世帯主が65歳以上の高齢者世帯は2040年に全世帯の44.2%を占め、高齢者世帯の40%が1人暮らしになると推計している。

■人生最終段階の新指針 (1月17日)

厚労省の「人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会」は最終段階での医療の在り方を示すガイドライン(平成19年5月策定)の改訂案を了承した。改訂はことし3月。新指針では、患者本人の意思決定を基本とし、難しい場合、家族や医療・介護スタッフらが繰り返し話し合ってから方針を決め、文書に残すことを促す。欧米で普及している「アドバンス・ケア・プランニング」(ACP)の結果よりプロセスを重視)の考えを採り入れた。

■運営等基準改正へ (1月17日)

第157回介護給付費分科会(会長・田中滋慶応義塾大学名誉教授)は、4月1日の介護報酬改定に伴う、介護サービスの人員、設備及び運営等に関する基準改正案を了承し、同日、加藤勝信厚労相に答申した。昨年12月18日の同分科会の審議報告を受けた内容。特養関連では▽医療ニーズ対応の拡大と評価▽褥瘡発症防止を評価▽身体拘束禁止の適正強化などが盛り込まれた。改定による新単位は次回分科会に提示する予定。

■予算案などを説明 (1月18日)

厚労省は全国厚生労働関係部局長会議で都道府県などに対し、平成30年度の予算案の概要などを説明した。介護保険法等の一部改正、介護報酬改定、認知症施策などが中心。新規は▽自立支援・重度化に取り組む自治体インセンティブの創設▽共生型サービスの位置付け▽生活援助従事者研修の創設と地域医療介護総合確保基金の優先配分▽介護医療院の位置付けなど。

■第196回通常国会 召集 (1月22日)

安倍首相は施政方針演説の中で「キャリアの長い介護福祉士の賃金を来年10月から8万円引き上げ、他の産業との賃金格差をなくす」と述べた。会期は6月20日まで。

■社会福祉充実計画Q&A (1月23日)

厚労省は「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.3)」を都道府県などに連絡した。社会福祉充実計画や控除財産の算定方法など、社会福祉充実計画を承認する上でのチェックポイントや解釈を示した。

■処遇改善4割「実感ない」 (1月24日)

UAゼンセン日本介護クラフトユニオンの調査によると、29年8月の介護職員平均月額賃金は23万6232円で同年3月より4790円高くなったが、全産業平均賃金(27年)より6万3千円程度低かった。回答者の41%が「処遇改善加算の賃金への反映について」実感がなく、22%が「分からない」と答えた。

■30年度介護報酬改定 (1月22日)

社会保障審議会の西村周三会長は、介護給付費分科会の審議報告を受け、加藤勝信厚労相に30年度介護報酬改定を諮問通り答申した。

■外国人労働者最多128万人 (1月26日)

29年10月末時点の厚労省調査によると、日本で就労する外国人労働者数は127万8670人、調査開始の平成19年以降、過去最多を記録した。留学による在留資格者が25万9604人、外国人技能実習の在留資格者25万7786人で、ともに前年度同期より約2割増えた。国籍別では中国(全体の29%)、ベトナム(19%)、フィリピン、ブラジル、ネパールなどの順。ベトナム人は前年同期から約4割増えた。

■介護施設は原則禁煙 (1月30日)

厚労省は受動喫煙の修正案を公表した。介護施設(事務室含む)は原則として禁煙とし、煙が漏れない専用室のみ喫煙可能とした。焦点である飲食店での禁煙については与党内の反発に配慮し、喫煙可能な対象を「一定以下の面積」としたものの、当初の「30㎡以下」から「150㎡以下」に後退する案が有力。

ズバリ回答!

人事・労務のお悩み

◎契約パートとの就業規則



【今月の相談内容】

無期転換職員の就業規則を新たに作成するか、パートタイマー就業規則を変更するか検討しています。これについて、どのように判断すればよいでしょうか。

【回答】

基本的には、どちらでもかまいません。ただし、パートタイマーの正規職員への登用と混同され、職員に誤解を招いてしまう恐れがある場合は、無期転換職員の就業規則の作成をおすすめいたします。この規則には、パートタイマー就業規則のうち適用される規定とそうでない規定、正規職員の就業規則のうち適用される規定、適用されない規定を、条文に規定することで問題ないと考えられます。

最近では、「パートタイマーを正規職員にしないといけないのか」というご相談が多く寄せられます。単に期間だけで、正規職員かどうかを要件としているわけではないので、無期転換のパートということになります。よって、職務や賃金等の雇用条件を変更する必要はありません。

詳細は、顧問の社会保険労務士等にご相談ください。

(監事・特定社会保険労務士 栗田淳二) ※当協議会ホームページの会員専用ページに無期転換職員就業規則のサンプルをアップしています。ダウンロード時にパスワードの入力が必要です。パスワードは今月号のニュースに同封。

◆本の紹介◆

昨年12月の大阪支部研修で講演いただいた三田村薫さんの著作をご紹介します。

介護リーダーが困ったとき読む本 (同文館出版 定価1400円+税)



介護リーダーになると、現場や会社で、様々な困りごとや遭遇することになる。これらの困り事を、いったいどのように解決していけばいいのかわからないのか? 現実的に遭遇する困りごとに対して、一律に「こうすればいい」という解決法はなく、個別の事情に合わせて解決していくしかない。

ならば、そのために知っておくべき「介護リーダーとしての理想像」を追求し、それを堅持していくしかない。では、リーダーとしての「あるべき像」とは、どうすれば身に着けることができるのか? 解決していけばいいのかわからないのか? 現実的に遭遇する困りごとに対して、一律に「こうすればいい」という解決法はなく、個別の事情に合わせて解決していくしかない。

【用語解説】

生活機能向上連携加算 自立支援、重度化防止に資する介護を推進する目的で、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合に評価する加算のこと。これまでは対象が訪問介護のみだったが、医療と介護の連携の一環として、今回の改定で特養にも新設される。

無期転換ルール

同一の使用者(企業)との間で有期労働契約が5年を超えて反復更新されたときに、労働者からの申込みによって無期労働契約に転換されるルールのこと。

非正規社員の雇用の安定を図る狙いで、平成25年4月に労働契約法が改正され、30年4月から本格的な対応が求められることとなった。しかし、実際には転換前に雇止めとなり、有期雇用者の大量解雇といった弱者保護とは真逆の状況を生み出している。

のか、具体的な事例をもとに解説しています。

6つのステップごとに事例解説

○本書では著者が介護リーダーを対象に研修するうちに、介護リーダーが役職についてから出てくる課題には以下の6つのステップがあることに気づき、そのステップごとに事例解説をしています。

- ①【役割】介護リーダーって何をやるの? ②【支持・指導】ベテランのスタッフに指示・指導ができないのはなぜ? ③【スタッフ教育】やる気のないスタッフ、指示待ちのスタッフの対処法がわからない
- ④【情報共有】たくさんある情報をスタッフ間で共有できないのは、なぜ? ⑤【問題解決力】業務時間内で終わらない、休みがとれないのはなぜ? ⑥【リーダーシップ】介護リーダーに必要なリーダーシップがわからない。

実際に著者が体験したどの職場にもあがりがある事例が紹介されています。いずれも、解決が困難に感じられるケースばかりですが、読み進めるうちに胸にストンと落ちるものがあります。(山)

今後の予定

- 第2回ユニットケア施設管理者研修 2月21日(水)～23日(金) 大田区産業プラザ(東京)
- 介護報酬改定セミナー・経営実態調査報告会 ②月28日(水) 大田区産業プラザ(東京) ③月2日(金) エル・おおさか(大阪)
- 【プログラム(予定)】離職させないための労働環境改善、週休3日制導入事例、介護報酬改定セミナー、経営実態調査報告会
- 平成29年度第3回理事会 3月16日(金) 大田区産業プラザ(東京)
- 平成30年度第1回理事会 6月7日(木) 大田区産業プラザ(東京)
- 全国研修大会 in 沖繩2018 11月22日(木)～23日(金) ユイオンホテル南城(沖縄県南城市) テーマ「愛を分かちあわせ探せ! ゆいまいるのこころで 結ぶユニットケア」